

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成8年規則第68号）新旧対照表

改正案		現行	
別表第2 整備基準（第5条） その1 多くの人が利用する施設に係る整備基準		別表第2 整備基準（第5条） その1 多くの人が利用する施設に係る整備基準	
項目	整備基準	項目	整備基準
1～3（略）		1～3（略）	
4 昇降機	<p>(1) 多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第4条に規定する建築物に限る。）で床面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、籠が当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車椅子使用者が円滑に利用できる<u>駐車施設</u>（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス等を高齢者、障害者等を含む多くの人が享受できる措置を講じる場合においては、この限りでない。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	4 昇降機	<p>(1) 多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第4条に規定する建築物に限る。）で床面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、籠が当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車椅子使用者が円滑に利用できる<u>部分</u>（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス等を高齢者、障害者等を含む多くの人が享受できる措置を講じる場合においては、この限りでない。</p> <p>(2)・(3) 略</p>
5 便所（学校等、事務所及び共同住宅等におけるものを除く。）	<p>(1) 多数の者が利用する便所（以下この項において単に「便所」という。）は、<u>特定の階に偏ることのない設置その他のこれらの者が便所を利用する上で支障がない位置への設置をするものとし、これらの者が利用する階（直接地上へ通ずる出入口のある階であって、便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの及びこれらの者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、これらの者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上便所を設けないことがやむを得ないと認められる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。</u></p> <p>(2) <u>前号の規定により便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上（当該数が同号の規定により便所設置階に設ける便所（車椅子使用者用便房（腰掛便座、手すり等が適切に配置され、かつ、車椅子使用者（車椅子を使用する者をいう。以下同じ。）が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されている便房をいう。以下同じ。）のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該便所の数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区分を設ける場合にあっては、それぞれ1以上。</u></p>	5 便所（学校等、事務所及び共同住宅等におけるものを除く。）	<p>(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合においては、<u>次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</u></p> <p><u>ア 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を設けること。</u></p>

次号アにおいて同じ。) 設けること。

ア 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2

イ 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

(3) 前号の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

ア 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

イ 前号の規定により便所設置階の便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の便所に設ける場合

ウ 次の(ア)又は(イ)に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める場合

(ア) 男子用の便所のみを設ける便所設置階 当該便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、前号ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上)に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

(イ) 女子用の便所のみを設ける便所設置階 当該便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、前号ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上)に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物であって、床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有するものに、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)(1,000平方メートル未満の便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける便所のみを設けるものを除く。)の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数)に前号の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数(アに規定する施設がアに規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用の便所及び女子用の便所を設

	<p>ける階に設けるものに限る。)に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房。オにおいて同じ。)を設ける場合</p> <p>オ 床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物に1以上の車椅子使用者用便房を設ける場合(アに規定する施設がアに規定する位置にある場合を除く。)</p> <p>(4) 第2号に定めるもののほか、第1号の規定により設ける便所であつて男子用小便器を設けるものうち1以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器(以下「床置き式等の小便器」という。)を1以上設けること。</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、便所は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 車椅子使用者用便房の出入口及び当該車椅子使用者用便房のある便所の出入口の幅は、内を80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用便房の出入口又は当該車椅子使用者用便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用便房には、便座に腰掛けた状態又は車椅子若しくは便座から転落した状態で手の届くところに、非常ベルを取り付けること。</p> <p>エ オストメイト(人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。)のための洗浄設備等 _____ を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。</p>		<p>イ 車椅子使用者用便房の出入口及び当該 _____ 便房のある便所の出入口の幅は、内を80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用便房の出入口又は当該 _____ 便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>エ 車椅子使用者用便房には、便座に腰掛けた状態、 _____ 車椅子又は _____ 便座から転落した状態で手の届くところに、非常ベルを取り付けること。</p> <p>オ オストメイト(人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。)のための洗浄設備等(以下「オストメイト対応設備等」という。)を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(2) 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器(以下「床置き式等の小便器」という。)がある場所を1以上設けること。</p>
<p>6 駐車場(学校等、事務所及び共同住宅等におけるものを除く。)</p>	<p>(1) 多数の者が利用する駐車場(以下この項において単に「駐車場」という。)には、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このア及びイにおいて同じ。)が200以下の場合 当該駐車施設の数に100</p>	<p>6 駐車場(学校等、事務所及び共同住宅等におけるものを除く。)</p>	<p>(1) 駐車場には、 _____ 車椅子使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(新設)</p>

分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数

(2) 前号の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

ア 駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（イにおいて「機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合

イ 機械式駐車場及び当該機械式駐車場以外の駐車場を設ける場合であって、次の（ア）及び（イ）に掲げる基準に適合する場合（ア）当該機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。

（イ）当該機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該機械式駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該機械式駐車場以外の駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該機械式駐車場以外の駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該機械式駐車場以外の駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、前号ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上であること。

ウ 建築物の増築又は改築（用途の変更をして公共的施設にすることを含む。以下このウにおいて「増築等」という。）を行う場合であつて、次の（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を駐車場に設ける場合

（ア）当該増築等に係る部分に駐車場を設ける場合 次の a 又は b に掲げる場合の区分に応じ、当該 a 又は b に定める数

a 当該増築等に係る部分に設ける駐車場に設ける駐車施設の数（当該増築等に係る部分に駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この a 及び b において同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

b 当該増築等に係る部分に設ける駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げ

	<p>た数)に2を加えた数</p> <p>(イ)当該増築等に係る部分に駐車場を設けない場合 1</p> <p>(3) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路(駐車場内の通路又は7の項第1号から第3号までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(4) 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、7の項第1号から第3号までに定める構造とすること。</p>
7 (略)	
8 客席(別表第1その1の表2の項及び3の項に掲げる施設におけるものに限る。)	<p>(1) 客席には、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上の車椅子使用者用部分(内り幅90センチメートル以上かつ内り奥行き135センチメートル以上の床面が水平である場所をいう。以下同じ。)を設けること。</p> <p>ア 当該客席に設ける座席の数が400以下の場合 2</p> <p>イ 当該客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該座席の数に200分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</p> <p>(2) 客席の部分の1の項に定める構造の出入口のうち1以上の出入口から車椅子使用者用部分に至る経路のうち、1以上の経路は、2の項に定める構造とすること。</p>
9~20 (略)	

(略)

その3 公園に係る整備基準

項目	整備基準
1 出入口	<p>利用者の用に供する出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、車止め柵を設ける場合は、その間隔は90センチメートルを標準とすること。</p> <p>(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) 高低差がある場合は、その1の表2の項第5号に定める構造に準じ</p>

	<p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路(駐車場内の通路又は次項第1号から第3号までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、次項第1号から第3号までに定める構造とすること。</p>
7 (略)	
8 客席(別表第1その1の表2の項及び3の項に掲げる施設におけるものに限る。)	<p>客席を設ける場合は、次の基準に適合する客席を1以上設けること。</p> <p>(1) 奥行きは内りを110センチメートル以上、かつ、幅は内りを85センチメートル以上の車椅子使用者が利用できる客席(以下「車椅子使用者用客席」という。)とすること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用客席の床面は、水平とすること。</p> <p>(3) 客席の部分の1の項に定める構造の出入口のうち1以上の出入口から車椅子使用者用客席に至る経路のうち、1以上の経路は、2の項に定める構造とすること。</p>
9~20 (略)	

(略)

その3 公園に係る整備基準

項目	整備基準
1 出入口	<p>利用者の用に供する出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、車止め柵を設ける場合は、その間隔は90センチメートルを標準とすること。</p> <p>(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) 高低差がある場合は、その1の表第2項第5号に定める構造に準じ</p>

	た構造の傾斜路を設けること。
2 (略)	
3 便所	便所を設ける場合は、 <u>その1の表5の項</u> に定める構造に準じた便所を1以上設けること。
4 駐車場	駐車場を設ける場合は、 <u>その1の表6の項</u> に定める構造の車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。
5～7 (略)	

その4 路外駐車場等に係る整備基準

項目	整備基準
駐車場	<u>その1の表6の項</u> に定める構造の車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。

(略)

様式第1号 (第7条)

(略)

8 客席	有	無			備考	※
<u>車椅子使用者用部分の設置</u>	<u>有</u>	<u>無</u>	<u>適</u>	<u>否</u>		
<u>車椅子使用者用部分の構造</u>	(1) 奥行きは内のを135cm以上、幅は内のを90cm以上の <u>車椅子使用者用部分</u> の設置	有	無	適	否	
	(2) 床面の水平の確保	有	無	適	否	
<u>車椅子使用者用部分への1以上の経路の措置</u>	(略)					

(略)

様式第3号 (第10条)

(略)

	た構造の傾斜路を設けること。
2 (略)	
3 便所	便所を設ける場合は、 <u>その1の表第5項</u> に定める構造に準じた便所を1以上設けること。
4 駐車場	駐車場を設ける場合は、 <u>その1の表第6項</u> に定める構造の車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。
5～7 (略)	

その4 路外駐車場等に係る整備基準

項目	整備基準
駐車場	<u>その1の表第6項</u> に定める構造の車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。

(略)

様式第1号 (第7条)

(略)

8 客席	有	無			備考	※
<u>(新設)</u>						
<u>1以上の客席</u> の構造	(1) 奥行きは内のを110cm以上、幅は内のを85cm以上の <u>車椅子使用者用客席</u> の設置	有	無	適	否	
	(2) 床面の水平の確保	有	無	適	否	
<u>客席への1以上の経路の措置</u>	(略)					

(略)

様式第3号 (第10条)

(略)

8 客席	有	無			備考	※
<u>車椅子使用者用部分の設置</u>	<u>有</u>	<u>無</u>	<u>適</u>	<u>否</u>		
<u>車椅子使用者用部分の構造</u>	(1) 奥行きは内のを135cm以上、幅は内のを90cm以上の <u>車椅子使用者用部分</u> の設置	有	無	適	否	
	(2) 床面の水平の確保	有	無	適	否	
<u>車椅子使用者用部分への1以上の経路の措置</u>	(略)					

様式第4号(第11条)

(略)

8 客席	有	無			整備	備考	※
<u>車椅子使用者用部分の設置</u>	<u>有</u>	<u>無</u>	<u>適</u>	<u>否</u>			
<u>車椅子使用者用部分の構造</u>	(1) 奥行きは内のを135cm以上、幅は内のを90cm以上の <u>車椅子使用者用部分</u> の設置	有	無	適	否		
	(2) 床面の水平の確保	有	無	適	否		
<u>車椅子使用者用部分への1以上の経路の措置</u>	(略)						

(略)

8 客席	有	無			備考	※
<u>(新設)</u>						
<u>1以上の客席の構造</u>	(1) 奥行きは内のを110cm以上、幅は内のを85cm以上の <u>車椅子使用者用客席</u> の設置	有	無	適	否	
	(2) 床面の水平の確保	有	無	適	否	
<u>客席への1以上の経路の措置</u>	(略)					

様式第4号(第11条)

(略)

8 客席	有	無			整備	備考	※
<u>(新設)</u>							
<u>1以上の客席の構造</u>	(1) 奥行きは内のを110cm以上、幅は内のを85cm以上の <u>車椅子使用者用客席</u> の設置	有	無	適	否		
	(2) 床面の水平の確保	有	無	適	否		
<u>客席への1以上の経路の措置</u>	(略)						

(略)